

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の 連携プロジェクトチームの立ち上げについて

令和3年3月17日

1 趣旨

ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があることから実態の把握及び支援の強化が求められている。

ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題に関わること、本人や家族に支援が必要である自覚がないケースもあるといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。このため、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援を行うことが重要である。

そこで、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーの支援につなげるための方策について、厚生労働省及び文部科学省が連携し、検討を進めるため、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げる。

2 検討事項

支援を必要としているヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげるため、各地方公共団体の福祉部局、介護部局、医療部局及び教育部局がより一層連携した取組を推進するための方策を検討する。

3 実施方法

- (1) 別紙の構成員において、「2 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者等に協力を求めることができる。

4 その他

- (1) 本プロジェクトチームに関する庶務は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室及び文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室において協力して行う。
- (2) その他プロジェクトチームの運営等に関する事項は、必要に応じ構成員に諮って定める。

(別紙)

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の
連携プロジェクトチーム構成員

共同議長 厚生労働副大臣

共同議長 文部科学副大臣

厚生労働省 子ども家庭局長

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長

厚生労働省 健康局難病対策課長

厚生労働省 社会・援護局保護課長

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

厚生労働省 社会・援護局障害福祉部障害福祉課長

厚生労働省 社会・援護局障害福祉部精神・障害保健課長

厚生労働省 老健局認知症施策・地域介護推進課長

文部科学省 初等中等教育局長

文部科学省 初等中等教育局児童生徒課長

文部科学省 総合教育政策局地域学習推進課長